



トピックス P2 知っていますか?契約の基礎知識

発行/富山県生活環境文化部県民生活課・富山県消費生活センター http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1711/index.html

くらしの 相談窓口 から

「ロト6(シックス)の当選番号を教える」と 突然かかってきた電話 ～信用できるでしょうか～

相

談

数日前、自宅に突然「ロト6(シックス)の当選番号を教えます。信用できなければ、翌日の新聞を見てもらえれば教えた番号が当たっていることが証明されます。今後、当選番号を知りたいければ、情報料として350万円必要です。」と電話がありました。翌日の新聞を見たところ、確かに当たっていたのですが、信用できる話でしょうか。(50代 男性)

回

答

これは、ロト6などの数字選択式宝くじの当選番号を電話やメールで事前に教えるのと引き換えに、高額な情報料などを支払わせる詐欺の手口です。

ロト6などの宝くじの抽選は、毎週月曜から金曜の18時45分から行われ、抽選結果はすぐにインターネットに掲載されるので誰でもすぐ確認できます。詐欺業者は、抽選結果が翌朝の新聞に掲載されるまでの時間差を悪用し、そのことを知らない消費者に当選番号を知らせ、あたかも当選番号が事前に入手できるかのように思い込ませて情報料をだまし取ります。

相談者には、宝くじの当選番号詐欺について説

明し、このような勧誘の電話は、話を聞かずにすぐに切ること、お金は絶対に支払わないことを助言しました。

宝くじの抽選は、厳正、公正に行われており、抽選を操ることや当選番号が事前にわかることは絶対にありません。

高齢者がトラブルにあうケースが多いので、家族など周りの人の見守りが大切です。

困ったときは、一人で悩まないで、早めに市町村相談窓口、県消費生活センターにご相談ください。



注意喚起! 電源コード及び配線器具の事故に注意!

電源コード及び配線器具の事故は、使用者の誤った取り扱いや不注意により、火災等の人的被害を伴う事故も数多く発生しています。電源コード及び配線器具は、本来は火災に至るような熱を発生する部分ではなく、見た目では危険を察知しにくい器具ですが、電気製品に電力を供給する大事な役割を担っており、使い方を誤ると重篤な人的被害や火災等の事故に至る場合も多々あります。事故を防ぐために次のことに注意しましょう。

- 電源コードを傷つけないために、コードを繰り返し曲げたり、ねじったりしないでください。また、上から重いもので踏みつけたり、ドアなどに挟み込んだりしないでください。
- テーブルタップを使用する際は、表示された定格電流や最大消費電力を超えないよう注意して下さい。消費電力の大きな機器では、テーブルタップの使用を禁止している製品があるので、接続する製品の取扱説明書を確認しましょう。
- コンセント、テーブルタップ等の配線器具に水、洗剤、殺虫剤などがかかったら使用をやめてください。水分によってショートしたり、洗剤・殺虫剤等の成分によって被膜が劣化するおそれがあります。
- 万一、トラブルが起きた場合は、販売店や電気工事店にご相談ください。

詳しくは、独立行政法人製品評価技術基盤機構ホームページをご覧ください。<http://www.nite.go.jp/jiko/press/prs131226set.pdf>



知っていますか?契約の基礎知識

私たちは、いろいろな契約と関わりながら日常生活を営んでいます。その際、事業者との間で、商品の性能やサービスの内容、お金の支払などをめぐり、トラブルになることもあります。契約上のトラブルに巻き込まれないよう、契約の基礎について考えてみましょう。



問 日常生活における次の行動のうち、契約はどれでしょう。

- ① コンビニでパンを買う
- ② バスに乗る
- ③ 百貨店で洋服を買う
- ④ アパートを借りる
- ⑤ 友達と遊ぶ約束をする

「答え ①②③④は契約であり、⑤は契約でなく単なる約束です」

◆契約の成立要件と拘束力

正当になされた契約には法律的な拘束力が生じます。これが契約と単なる約束の大きな違いです。契約は、書面による必要はなく、口約束でも成立します。ほとんどの契約は、「申込み」と「承諾」という意思表示の合致だけで成立します。(上記①②③) 権利関係義務取引や契約内容が複雑な場合は契約書を作成(上記④)します。誰と、どのような契約をするかは自由(契約自由の原則)ですが、一旦契約が成立すると、契約の当事者は契約した内容を守らなければなりません。契約当事者の双方が、契約内容に縛られ、相手方の承諾なくして一方的には解約できません。契約違反があった場合には、裁判所の力を借りて履行を強制できたり、損害賠償を請求できたりします。

正当になされた契約には法律的な拘束力が生じます。これが契約と単なる約束の大きな違いです。

◆契約の解除

一旦成立した契約は、相手方の同意がないと一方的にやめることはできません。しかし、契約内容等に問題があった場合は、その契約は無効とされたり取消しされたりする場合があります。

◆契約の効力が否定される場合

- 公の秩序・善良の風俗に反する契約や、契約の主要な部分に勘違い(錯誤)がある場合の契約は無効です。(民法)
- 相手からだまされたり(詐欺)、脅されたり(強迫)して締結した契約は、取消することができます。(民法)
- 未成年者を保護するため、法定代理人の同意のない未成年者契約は取消することができます。(民法)
- 相手方が契約を守らない(債務不履行)場合は契約を解除することができます。(民法)
- 不適切な勧誘で誤認・困惑して結んだ契約は取消することができます。(消費者契約法など)
- 訪問販売などの法律で定められた特定の取引については、一定の期間内であれば理由を問わず解約できるクーリング・オフ制度(無条件解約制度)があります。(特定商取引法など)

◆契約するにあたって留意すること

契約上のトラブルに巻き込まれないためには、契約で決まったことは原則として守らなければならないということを認識し、その必要性について十分検討するとともに、不要なものや、内容が理解できない契約はしないことが大切です。また、万が一契約上のトラブルが発生した場合は、一人で悩まないで最寄りの市町村相談窓口や県消費生活センターに相談してください。(連絡先はP4参照。)

食品ロス削減レシピ集を作成しました!

無料配布中!

食品ロスの削減に繋がるヒントをたくさん盛り込んだ、簡単でおいしい、ためになるレシピ集を作成しました。

●「食品ロス」って?

食べることができるのに捨てられてしまう食品のこと。日本で出る年間約1,788万トンの食品廃棄物のうち、いわゆる「食品ロス」は約500~800万トン。これは日本における1年間のお米の年間収穫量(約813万トン)に匹敵します。

この食品ロスの約半分は家庭から排出されているため、食品ロス削減には家庭での取り組みも大切なのです。



●食品ロスを減らそう!

食品ロスの主な原因は…①食事の「食べ残し」、②賞味期限や消費期限切れにより捨てられる「直接廃棄」、③野菜の皮の厚剥きなどによる「過剰除去」の3つ。これらに気をつけると、家庭でも簡単に食品ロスを削減できます。削減のヒントはレシピ集に!

●みなさんのアイデアレシピも掲載!

県民のみなさんから募集した食品ロス削減レシピも掲載しています。**応募総数92品!** たくさんのご応募ありがとうございました!

レシピ集は県内の主要スーパーマーケット等で配布しています!ぜひ手にとって実践してみてください!

※なくなり次第終了となります。

「富山県消費生活推進リーダー」募集のお知らせ

富山県が実施する「消費生活出前講座」の講師として広報・啓発活動等をしていただく「富山県消費生活推進リーダー」を募集します。消費生活関連の専門的知識があり、消費者啓発活動に熱意のある方のご応募をお待ちしています。

1. 応募資格

富山県在住者で、消費生活関連の資格のいずれかを有する方、または同等の知識を有すると認められる方(※)。ただし、常勤の公務員、「富山県くらしのアドバイザー」を除きます。

※消費生活関連の資格とは、消費生活専門相談員、消費生活アドバイザー、消費生活コンサルタントです。「同等の知識を有すると認められる方」の例としては、県で実施している消費生活関連講座の受講者等が挙げられます。

2. 応募方法

所定の申込み用紙に必要事項を記載の上、応募動機についての作文(800字程度)を添えて県消費生活センターへお申込みください。(申込書は、県民生活課、県消費生活センター、市町村消費者行政担当課に備え付けてあります。また、県消費生活センターホームページからダウンロードできます。)

3. 活動内容

出前講座の講師として啓発活動等を行う。(謝礼有り)

4. 募集期間

平成26年1月27日(月)~2月6日(木)

5. 募集人員

5名程度

6. 選考方法

書類及び面接により選考します。

7. 任期

委嘱の日から平成28年3月31日まで(2年間)

問合せ先

富山県消費生活センター
TEL (076) 432-2949

詳細は県消費生活センターのホームページをご覧ください。
<http://www.pref.toyama.jp/branches/1731/1731.htm>

食の安全・安心交流フェア

～今、富山からできること～

平成23年3月に発生した東日本大震災から3年。

いまなお復興途上にある被災地の復興のためには、私たちの理解と応援する心が大きな鍵となります。

被災地の食べ物って安全なの？生産の現場ってどうなっているの？

生産者の声に直に触れ、被災地の「今」を正しく理解するためのイベントを開催します。

日時 平成26年3月8日(土) 10:00～16:00

会場 フューチャーシティ ファボーレ 1F 太陽の広場

内容

セミナー

こまぎね たかし
駒木根 尚 氏

福島中央テレビ
取締役業務推進局長

被災地の食の安全・安心について、映像等を見ながらわかりやすくお話しします！

トークショー

漫才コンビ **母心**

テレビでも大活躍中！
富山と福島の両県で活躍する母心による楽しいトークショー。
出店者レポートも届けてくれます。

富山と福島のゆるキャラが共演！
入場無料!!

楽しいコーナー
もりだくさん!

福島県産品の
試食・販売コーナー

パネル展示&映像コーナー

福島県産の美味しいものが当たる
大ジャンケン大会、クイズラリー

申込み
お問合せ先

県農産食品課食品安全係
TEL:076-444-8816 FAX:076-444-4410



消費生活に関するご相談は、市町村相談窓口、県消費生活センターへ

富山市消費生活センター(富山市役所内)

..... ☎076-443-2047

高岡市 市民協働課 ☎0766-20-1522

[消費生活相談コーナー(エルパセオ内)] ☎0766-28-1141

魚津市 市民課 ☎0765-23-1003

氷見市 市民課 ☎0766-74-8010

滑川市 生活環境課 ☎076-475-2111(内334)

黒部市 市民環境課 ☎0765-54-3198

砺波市 生活環境課 ☎0763-33-1153

小矢部市 市民協働課 ☎0766-67-1760(内735)

南砺市 住民生活課(井波庁舎) ... ☎0763-23-2035

射水市 生活安全課(大島庁舎) ... ☎0766-52-7974

舟橋村 総務課 ☎076-464-1121(内29)

上市町 町民課 ☎076-472-1111(内103)

立山町 住民課 ☎076-462-9915

入善町 住民環境課 ☎0765-72-1100(内132)

朝日町 住民・子ども課 ☎0765-83-1100(内135)

◆富山県消費生活センター

富山市湊入船町6番7号(富山県民共生センター内)

消費生活相談 ☎076-432-9233

消費者金融・多重債務相談 ☎076-433-3252

FAX076-431-2631

URL <http://www.pref.toyama.jp/branches/1731/1731.htm>

【開所時間】

午前8時30分～午後5時(土・日曜、祝日、年末年始を除く)

毎週火曜日は午前8時30分～午後8時(休日、年末年始を除く)

◆富山県消費生活センター高岡支所

高岡市赤祖父211(高岡総合庁舎5階)

消費生活相談、消費者金融・多重債務相談

☎0766-25-2777 FAX0766-25-2890

【開所時間】

午前8時30分～午後5時(土・日曜、祝日、年末年始を除く)

◆富山県消費者協会(富山県民共生センター内)

※土曜日・日曜日に消費生活に関する相談を受けています。

☎076-432-5690 午前9時～午後4時

消費者の安全・安心コーナーホームページURL <http://www.consumer-toyama.jp/>